

令和 年 月 日

宇都宮市地方就職支援金交付要綱第5条に基づき、宇都宮市地方就職支援金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

3 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日※	年 月 日			
内定日※	年 月 日			

※就職活動に関する規定「就職・採用活動日程に関する考え方」に沿って、採用面接は卒業年度の6月1日以降、内定日は卒業年度の10月1日以降である必要があります。

4 移動経路（往復）

[illegible]

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

以下の「宇都宮市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
宇都宮市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項		
1 栃木県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、栃木県及び宇都宮市から求められた場合には、それに応じます。 2 以下の場合には、栃木県移住支援事業・地方就職学生支援事業実施要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。 （1）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額 （2）地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額 （3）地方就職支援金の申請日から1年以内に宇都宮市に転入しなかった場合：全額 （4）地方就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額 （5）宇都宮市への転入日から3年未満に宇都宮市以外の市区町村に転出した場合：全額 （6）宇都宮市への転入日から3年以上5年以内に宇都宮市以外の市区町村に転出した場合：半額		
以下の「栃木県地方就職学生支援事業に係る個人情報」の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
栃木県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い		
栃木県及び宇都宮市は、栃木県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、栃木県及び宇都宮市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、栃木県及び宇都宮市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。		
暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会されることについて	A. 同意する	B. 同意しない
転入日から5年以上継続して、宇都宮市に居住する意思について	A. 同意する	B. 同意しない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

6 添付書類

	書類名
1	写真付き身分証明書の写し（住所、氏名、生年月日の確認が可能なもの）
2	移住元の住所を確認できる書類
3	在学証明書（卒業年度である確認ができるもの）
4	交通費の領収書（面接日の前後1日以内のもの）
5	内定先企業による証明書（様式第2号）
6	本費用に係る他の補助金等を受けている場合は、交付決定通知書等の写し

管理コード（栃木県及び宇都宮市使用欄）	
---------------------	--